

9 収入状況について（税込み）

(1) 下水道使用料等の収入状況

下水道使用料の現年度分の収入率は89.8%で、繰越分の収入率は91.3%となっている。
 受益者負担金の現年度分の収入率は91.7%で、繰越分の収入率は22.7%となっている。

収入状況の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		調定額	不納欠損額	差引調定額	収入額	未収入額	収入率
現年度分	営業収益	528,762,266	0	528,762,266	493,437,582	35,324,684	93.3
	下水道使用料	342,171,950	0	342,171,950	307,307,266	34,864,684	89.8
	他会計負担金	185,681,000	0	185,681,000	185,681,000	0	100.0
	その他の営業収益	909,316	0	909,316	449,316	460,000	49.4
	営業外収益	691,927,119	0	691,927,119	654,009,691	37,917,428	94.5
	計	1,220,689,385	0	1,220,689,385	1,147,447,273	73,242,112	94.0
	受益者負担金	55,094,130	0	55,094,130	50,502,600	4,591,530	91.7
繰越分	営業収益	37,288,966	314,858	36,974,108	33,796,068	3,178,040	91.4
	下水道使用料	37,028,966	314,858	36,714,108	33,536,068	3,178,040	91.3
	その他の営業収益	260,000	0	260,000	260,000	0	100.0
	営業外収益	36,233,561	0	36,233,561	36,233,561	0	100.0
	計	73,522,527	314,858	73,207,669	70,029,629	3,178,040	95.7
	受益者負担金	6,392,910	611,760	5,781,150	1,309,700	4,471,450	22.7
合 計	1,355,698,952	926,618	1,354,772,334	1,269,289,202	85,483,132	93.7	

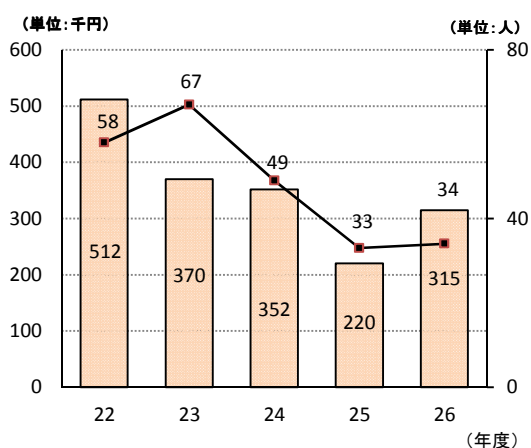
(2) 不納欠損の状況

下水道使用料の不納欠損処分額は314,858円で、前年度に比較して94,882円（43.1%）の増である。対象者は34人で、前年度と比較して1人の増となっている。

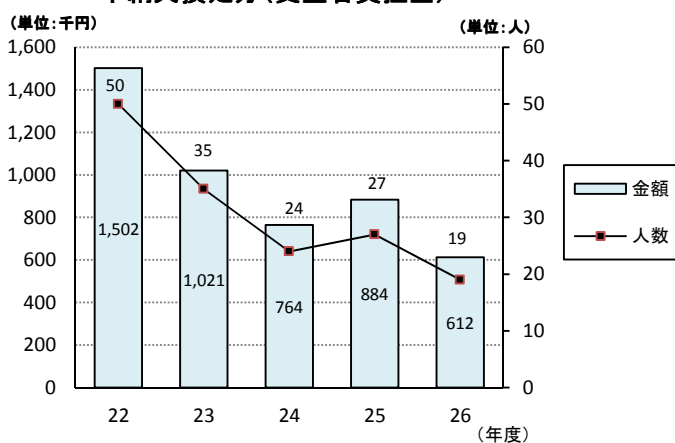
受益者負担金の不納欠損処分額は611,760円で、前年度に比較して272,350円（30.8%）の減である。対象者は19人で、前年度と比較して8人の減となっている。

不納欠損の理由をしてみると、下水道使用料では無届転居によるもの（17人）が最も多くなっているが、受益者負担金では土地所有者が県外在住等で連絡がとれないことによるもの（17人）が最も多くなっている。

不納欠損処分(下水道使用料)



不納欠損処分(受益者負担金)



10 補てん財源について（税込み）

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額（差引決算額）434,637,535円は、損益勘定の現金支出を伴わない費用である減価償却費等や減債積立金等の内部留保資金で補てんされる。内訳は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	補てん財源額	補てん額	残 額
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	49,300,577	49,300,577	0
減 債 積 立 金	16,263,271	16,263,271	0
過年度分損益勘定留保資金	104,503,124	104,503,124	0
当年度分損益勘定留保資金	369,945,746	264,570,563	105,375,183
減 価 償 却 費	590,566,387		
資 産 減 耗 費	30,932,931		
長 期 前 受 金 戻 入	-251,553,572		
当年度分未処分利益剰余金	4,595,161	0	4,595,161
計	544,607,879	434,637,535	109,970,344

上記の表にある補てん財源は、上から順に補てん財源として使用することになっており、当該年度で補てんに使用する額が補てん財源額を下回り、残った場合は翌年度に過年度分として使用することができるものである。本年度は、補てん財源額が544,607,879円に対し、資本的収支の不足額は434,637,535円であり、残り109,970,344円が翌年度へ繰り越されることになる。

11 予算議決事項について（税込み）

予算第6条企業債、第7条一時借入金、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条他会計からの補助金については、いずれも議決されたところに従って適正に執行されている。

（単位：円）

区 分	議 決 額	執 行 額	比 較 増 減
企 業 債	826,000,000	766,664,800	-59,335,200
一 時 借 入 金	600,000,000	0	-600,000,000
職 員 給 与 費	79,053,000	77,602,981	-1,450,019
他 会 計 補 助 金	389,774,000	388,404,996	-1,369,004